



「コンシェルジュ事業」を通じた問合せ一覧

(2016年5月～2018年8月)

2018年8月27日
一般社団法人日本私立大学連盟
総合政策センター 広報・情報部門会議（コンシェルジュ）

目次

I. 【経営・管理運営】	1
1.学長の学部長兼務に関する規定について	1
2.教職員の研修に関する規定	1
3.教職員の兼業規定について	1
4.学生の懲戒手続き	2
5.特任教員の任用に関する特例を考慮した規程改訂	2
6.サバティカル規定について	2
7.副学長への委任規程	2
8.副学長制度等について	2
9.私立大学における学長の補佐体制について	2
10.特命事項のための担当課長、担当部長制度	5
11.外部留学生受け入れに関する担当者紹介	5
12.教職員による個人情報の紛失・流出時の対応	5
13.謝礼（翻訳、通訳、校閲を含む）基準、海外出張旅費に関する規程	5
14.理事長の「教育研究事業」関連での出張旅費処理	5
15.事務部門の適正人員の分析・測定	7
16.大学職員のサークル指導に関して	11
17.寄付金募集における発起人	13
18.寄附行為における収益事業について	13
19.職員研修講師の紹介	14
20.「働き方改革」に関する講師の紹介依頼	14
21.リスクマネジメントの体制強化	15
22.禁煙カレッジマラソンのサービス終了に伴う対応について	15
23.受動喫煙防止対策について	15
24.直系子女学費給付制度の有無について	22
25.スクールバスの運用	22
26.高大企業等三者連携事業	24
27.公益通報者保護に関する規程	24
28.「eduroam」への加入状況等について	26
II. 【学生支援】	27
1.編入学に関する情報	27
2.卒業生名簿の作成・配付	27
3.留学生の学費未納	27
4.秋季入学（大学院）	30
III. 【教育】	34
1.卒業認定について	34
2.留学の単位認定	34
3.学修ポートフォリオについて	39
IV. 【研究】	42
1.科研費等の公的資金で購入した図書取扱	42
2.研究関連規程	43

回答大学の規模欄は、以下の通り区分しています
大：学生収容定員 10,000 人以上
中：学生収容定員 3,000 人～10,000 人未満
小：学生収容定員 3,000 人未満

I. 【経営・管理運営】

1.学長の学部長兼務に関する規定について



学長が学部長を兼務することを規定している大学があるか知りたい。



- 単科大学の規程集において該当する規定の確認結果を送付。
- 回答内容は下記参照。

NO.	現在、学部長は	学部長の規程	学部長との兼務について
1	いる	学則に規定	記載なし
2	いる	管理組織規程に規定	記載なし
3	いる	学則に規程	記載なし
4	いない	規定なし	記載なし
5	いない	規定なし	記載なし
6	いる	学則に規程	記載なし
7	いない	学則に規定（「置くことができる」）	記載なし
8	いる	運営組織規程に規定	記載なし
9	いる	学則に規定	記載なし
10	いる	学則に規定	記載なし
11	いない	規定なし	記載なし
12	いない	規定なし	記載なし
13	いない	組織規程に規定（「置くことができる」）	記載なし
14	いない	規定なし	記載なし

2.教職員の研修に関する規定



教職員の研修に関する規定の制定を検討しており、他大学の規定を参考としたい。



- 私大連加盟大学 2 校の規程（抜粋）を提供。
- 近日開催される会議で他大学との紹介依頼などを提案。

3.教職員の兼業規定について



教職員の兼業規程を新たに制定したいので他の大学の規程を参考にしたい。



- 私大連加盟大学 13 校の規程（抜粋）を提供。

4.学生の懲戒手続き



学校教育法施行規則の改正（第26条）で学生の懲戒手続きを学長が定めることとなったのを受け、現在改めて検討をしている。

他大学の規程を参考にしたい。



○私大連加盟大学3校の規程、内規（抜粋）提供。

5.特任教員の任用に関する特例を考慮した規程改訂



労働契約法改正後、10年特例を意識した規程改訂を行っている大学を教えてください。



○私大連加盟大学5校の関連規程を含め情報を提供。

6.サバティカル規定について



サバティカル規程を見直したいので他の大学の規程を参考にしたい。



○私大連加盟大学13校の規程を提供。

7.副学長への委任規程



学校教育法の改正で学長が副学長に権限委任する場合、文書にてその旨を提示することになったことに伴い、本学でも検討に入ることとなり、他大学の規程を参考にしたい。



○私大連加盟大学1校の規程（抜粋）を提供。

8.副学長制度等について



副学長制度（学長補佐制度）等の学長執行体制について他大学の状況（体制）が知りたい。



○私大連加盟大学7校の規程（抜粋）を提供。

9.私立大学における学長の補佐体制について



学長の補佐体制の強化について検討中だが、大学の役職者で、「副学長」「学長補佐」等の学長を補佐する立場の役職名、担当分野、人数について、他大学の情報を参考したい。当大学と同程度の規模（収容人数6,000～10,000人）の大学の情報が欲しい。



○私大連加盟大学7校の情報を提供。

○回答内容は次ページ参照。

NO.	収容人数	副学長		学長補佐		備考
		人数	担当分野	人数	担当分野	
1	6,000 強	2	① 共通教育の充実、単位の実質化、大学点検評価、中 高大連携、全学広報 ② 教育質保証、3つのポリシー、中高大連携、学術情報 センター、単位の実質化	9	① 共通教育の充実、満足度向上、男女共同参画推進、産学 連携 ② 大学院担当、3つのポリシー、SIT 総研、世界大学ランキン グ、共通教育の充実、教育質保証、連携大学院、単位の 実質化 ③ 男女共同参画推進、産学連携、世界大学ランキング ④ 入試改革・広報、国際交流、業績評価、男女共同参画推 進、学術情報センター、単位の実質化、中高大連携 ⑤ 地域連携・生涯学習、COC、産学連携、中高大連携、単 位の実質化、国際交流 ⑥ 入試改革、男女共同参画推進、学生センター、学生プロジェ クト、中高大連携 ⑦ 満足度向上、地域連携・生涯学習、就職・キャリア支援、産 学連携、単位の実質化 ⑧ 共通教育の充実、FDSD、就職・キャリア支援、男女共同参 画推進、単位の実質化、国際交流 ⑨ 研究力向上、世界大学ランキング、国際交流担当	
2	7,000 弱	2	① 研究関係担当 ② 教育関係担当	3	①～③事務的なサポート	
3	7,000 弱	2	① 総務担当（危機管理、環境マネジメント、認証評価、 学外との連携等総務全般） ② 教育・研究担当（全学における教育・研究の推進及び 発展に関する事項全般）	0		

4	8,000 弱	2	① 教学担当 ② 経営担当	0		常任理事 補佐 1 名
5	8,000 弱	2	① 教育・研究、入試等 ② コンプライアンス、学生生活、危機管理等	4	① 地域連携、大学連携、広報等 ② 入試等 ③ 共通教育・FD 等 ④ 国際交流、学生募集広報、IR 等	
6	8,000 弱	3	① ○○キャンパス選出（校舎の教学全般や危機管理、 入学センター長等） ② ▲▼キャンパス選出（校舎の教学全般や危機管理、 教育研究推進センター長等） ③ 新キャンパス担当	0		
7	8,000 強	3	① 教学関連危機管理、大学改革担当 ② 研究開発（大学院）、地域連携・協定（客員教 授）、企画・広報担当 ③ 教育改革、グローバル化推進、教育開発担当	0		

10.特命事項のための担当課長、担当部長制度



時限立法的に特命重要事項にあたらせるために「担当課長」「担当部長」を置いている（置いたことがある）大学があれば教えてほしい（紹介してほしい）。



○以下の内容を返答。

- ◆ スタッフとしての「担当課長」、あるいは1つの課で事務あるいは業務の分掌により数人の「担当課長」をおいている大学はいくつもあったが、結論として、問い合わせの条件通りの先行事例はなし。
- ◆ ある大学で中高法人の買収・合併のミッションを処理する「担当部長」がいたことを紹介したが、その大学法人でも、もともとスタッフとしての「担当部長」制度があった中で、たまたま1人の担当部長にその重要ミッションが任されたにすぎないということ。

11.外部留学生受け入れに関する担当者紹介



現在、一般財団法人日中亜細亜教育医療文化交流機構 <http://jcaemce.org/>を通じての、学部留学生受け入れを検討中。このことについて、実績のある●●大学のご担当者に、率直な感触などをお伺いしたい。



○●●大学の担当者の方を紹介。

12.教職員による個人情報の紛失・流出時の対応



教職員による個人情報（学生名簿・成績データ等）の紛失・流出が発生した際の当該教職員に対する対応、処分、処罰等の事例等があれば教えてほしい。



○私大連加盟大学3校の担当者の方を紹介。

13.謝礼（翻訳、通訳、校閲を含む）基準、海外出張旅費に関する規程



「謝礼（翻訳、通訳、校閲を含む）基準」「海外出張旅費に関する規程」について、同規模校、都心型の大規模校について、情報提供いただきたい。



○私大連加盟大学8校の規程（抜粋）を提供。

○規程集一覧を掲載しているブログの情報提供。

<http://high190.hatenablog.com/entry/20100315/p1>

14.理事長の「教育研究事業」関連での出張旅費処理



理事長が「教育研究」事業に位置付けられている事業に関わる式典に参加した。その際の費用について、通常であればすべて管理費で処理するところであるが、「管理費ではなく教育研究経費として処理する可能性の有無」について検討している。

同様の事例の処理について、他大学における状況を教えてほしい。



○私大連加盟大学6校の情報を提供。

○回答内容は次ページ参照。

NO.	回答大学の規模	回答内容	理事長と学長の兼務状況
1	中	<p>【事例】</p> <p>①日友好交流会（理事長として出席）</p> <p>②海外シンポジウム出席（学長として出席）</p> <p>【処理】</p> <p>①管理経費で処理</p> <p>②教育研究経費で処理</p> <p>【大学担当者コメント】</p> <p>理事長としての業務か、学長としての業務かにより教管の判断をしている。</p> <p>理事長業務・・・管理経費、学長業務・・・内容によって教・管を判断</p> <p>※理事長の業務は業務内容の教管ではなく、全て役員としての業務と考え「管」としている</p>	理事長・学長兼任
2	大	<p>理事長、学長（専務理事）の海外出張にかかる費用については、すべて「管理費」として処理している。</p>	理事長・学長別
3	大	<p>【事例】</p> <p>教学系拠点として、●国（海外）に事務所を設置した。この開所式に理事長等役員が列席した。</p> <p>【処理】</p> <p>全て管理費で処理した。（※上記事例にかかわらず、通常この処理。）</p> <p>【大学担当者コメント】</p> <p>調べてみたら管理費であったが、話を聞いた時も調べた後も、一部だけでも教育研究経費にしてもよいような気がした。（実際できるかどうかは不明）</p>	理事長・学長別
4	大	<p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専務理事（学長）が、学生交換協定の締結等を目的に海外出張をした。 ・専務理事（学長）が、地方自治体との U ターン就職協定の締結のために、地方出張した。 <p>【処理】</p> <p>上記のような事例を含めて、理事長、専務理事（学長）等の出張費については、原則、管理費で処理。</p>	理事長・学長別
5	大	<ul style="list-style-type: none"> ・以前は、学長の経費については全て管理経費で処理していた。 ・現在は、理事経費（理事個別で使用できる経費）で処理するうちの、教授業務に関するもの（学会年会費や研究のための書籍購入など）は教育経費から支出するようにしている。（教育経費にすることによって補助金等に反映されるが、数十万円なのであまり影響ないと思われる） <p>【大学担当者コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怪しいもの（研究に全く関係ない書籍、どこで使っているかわからない PC 等）は管理経費で処理した方が監査でスルーされるらしい。 ・似た案件で、学生の保証人対象に行われる会がある。学生部が主管で、出席する常任理事の出張費は学生部の予算から支出している（教育経費）。 	理事長・学長兼任
6	大	<p>出席する式典の内容等によっては、管理費ではなく、教育研究経費として、処理する場合がある。</p>	理事長・学長兼任

15.事務部門の適正人員の分析・測定



Q1：今までに、事務部門（全体あるいは部署単位）における適正人員の分析、測定を実施したことがありますか？

Q2：実施していると回答した場合は、学内で教職員自らが分析、測定しましたか？それとも学外の業者に依頼して実施しましたか？

Q3：実施していると回答した場合は、適正人員の分析、測定の方法を具体的にご教示ください。



○私大連加盟大学 24 校の情報を提供。

○回答内容は次ページ参照。

NO.	回答大学の規模	Q1：今までに、事務部門(全体あるいは部署単位)における適正人員の分析、測定の実施の有無	Q2：（Q1 で実施していると回答した場合）、学内で教職員自らが分析、測定したか？学外の業者に依頼して実施したか？	Q3：（Q1 で実施していると回答した場合）適正人員の分析、測定の具体的方法について
1	小	実施していない		
2	小	実施していない		
3	小	実施していない		
4	小	実施していない		
5	小	実施していない		
6	小	実施していない		
7	中	適正人員の設定を試みたことがある。	課長にヒアリングして、人事の目線で設定した。	※ただ、定員を明確にすると人事異動があったり、退職者がでると、人が足りないことを理由に、依頼したことに対して「できない」と言い切って来られこともあるので、ガチガチにするのは、よろしくないと思っている。
8	中	2015年に業務役割分析（部門別スキルマトリクス）に取り組んだ。	NPO法人 実務能力認定機構（ACPA）より、当時無償でノウハウをご提供いただき、全課で部門別スキルマトリクスを作成した。	①担当業務の小項目ごとに、スキル項目説明書の難易度を勘案し、必要とされるスキルレベルを設定。 ②担当業務の小項目ごとに、現状の業務分担氏名を記載。 ③担当業務の小項目ごとに、現状の担当職員区分を記載。 ④担当業務の小項目ごとに、スキル項目説明書の難易度を勘案し、対応すべき職員区分を設定。 本学が取り組んだのは部門別スキルマトリクス作成まで。本来なら、その後にスキルレベルの差異を分析し、その評価を人材育成計画へ反映するという全体像だったが、そこまでは至らず。

9	中	実施したことがある	学内で教職員自らが分析、測定した。	事務局組織全体の適正人員については、年間の採用計画を立てる際に人事課にて毎年シミュレーションを実施している。 また、各部署ごとの非正規職員も含めた適正人員の測定については、各部署の業務量等を踏まえ、自己分析を行った実績がある。(2011～2014年までの4年間)
10	中	実施していない	※業務量調査と適正人数については組織の改編や人件費等の根拠となりうる内容となるので、やるとすれば外部の専門的なコンサルタントを入れて調査することも検討している。	
11	中	実施していない		
12	中	実施していない	※大学における業務の広がりや構成員の多様化に伴い、事務部門の改善・改革を進めていくうえで、分析、測定は大変重要なことと考えている。	
13	中	実施していない		
14	中	実施していない		
15	中	適正人員を業務工数等から厳密に数値化するための分析は行っていない。 ※年間平均総労働時間等から人員配置を考慮する場合があります。		
16	中	実施していない		
17	中	実施していない		
18	大	実施していない		

19	大	実施していない	※どのように人員配置をしているかという点、①従前の人員配置をベースに定期的に人事異動を実施している。②特別業務（新しい学校・学部・学科の申請や改組等）により人員を増員することもある。③事務組織の改編等に対応し人員配置を変更することがある。④基本的には、人件費予算の総額の範囲内で人事計画を行っている。	
20	大	制度、規程および会議などで分析、測定を実施することとはなっていない。	※年度毎などに人事異動を実施する場合には、局・室長等からのヒアリング、各部署のライン構成や学内諸会議における検討内容等を考慮しつつ、総務局にて人員配置等を行っている。	
21	大	実施していない		
22	大	実施していない		
23	大	実施していない		
24	大	事務部門全体に対して業務分析を行ったことがある（2005年～2006年）。	外部コンサルタントを活用して分析を実施。	外部コンサルタントの各部署に対するアンケートやヒアリング等に基づく業務分。 （目的：業務運営における職務遂行に必要となる能力・知識・技能等の把握と適正な要員配置と処遇の実現につなげること。） つぎの項目を具体的な成果物として提言 ①職務調査結果に基づき法人全体および各部署ごとの現状の課題と職員機能に応じた職務配分の提言 ②要員配置の考え方、専門職的（特定業務）のあり方、非専任職員担当業務のあり方 ③研修（教育訓練）のあり方

16.大学職員のサークル指導に関して



大学職員によるサークル指導の実態と手当等の支払い状況、サークルに対する法人の援助について他大学の情報をいただきたい。

Q 1 : 大学職員がサークル指導を行っていますか？

Q 2 : 指導を行っている場合、大学から正式に委嘱していますか。それともボランティアの一環として指導を行っていますか？

Q 3 : サークル指導を大学職員が行っている場合、サークル指導は大学の業務として認めていますか？

Q 4 : サークル指導を大学業務として認めている場合、どの範囲で業務として認めていますか？

Q 5 : サークル指導者へ、指導料や遠征旅費等、何らかの手当を支給していますか？（サークル指導を業務と認めていない場合もご回答をお願いします）

Q 6 : 支給している場合、どのような手当を支給していますか？

Q 7 : サークル指導者へ、手当や遠征旅費等を支給している場合、その費用はどこが負担していますか？

Q 8 : 法人は、学生のサークル活動へどのような支援を行っていますか？



○私大連加盟大学 6 校の情報を提供。

○Q1 で「行っている」と回答のあった 5 校のうち 4 校の詳細は次ページ参照。

（1 校は非公表希望）

NO.	回答大学の規模	Q2 指導は大学からの正式委嘱かボランティアか	Q3 指導は大学業務として認めているか	Q4 指導を大学業務として認める場合の範囲	Q5 指導者へ指導料や遠征旅費等、何らかの手当を支給しているか	Q6 支給している場合、どのような手当か	Q7 手当や遠征旅費等を支給している場合、どこが費用負担しているか	Q8 法人は、学生のサークル活動へどのような支援をしているか
1	中	正式な委嘱	認めている	・ 試合や合宿などでの引率 ・ 所属学生連盟関係業務（会合等）	支給している	出張費（旅費交通費、宿泊費等）	大学	・ 施設の提供 ・ 指導者への啓蒙活動（講習会等）
2	中	正式な委嘱	認めていない		支給している	「奨励クラブコーチ」として大学より委嘱されたものに対して、奨励クラブコーチ謝礼金を事務取扱要領に則り支払い。（指導回数（時間数）、試合・合宿への同行指導実績に応じ支払い）	事務取扱要領に則る謝礼算定額のうち8割が大学負担、2割がクラブ負担（クラブの人数規模に応じ、大学負担を9割とする場合あり）	左記謝礼金のほか、器具・備品援助制度、全国大学参加費援助制度、学外代替（学連など）加盟費援助制度、ほか各種表彰制度により支援している（いずれも適用条件あり）。
3	中	ボランティア	認めていない	業務として認めてはいないが、公式戦の実勤務免除として取り扱っている。	支給している	交通費、宿泊費、日当、謝礼（学内指導者年5万円、学外指導者年10万円）	法人、父母の会	施設提供
4	大	ボランティア	認めていない		支給している		大学	施設設備等の側面的支援

17. 寄付金募集における発起人



周年事業のための寄付金募集を計画している。今回初めて募金発起人を幅広く依頼しようと考えているため、他大学の事例を教えてください。

Q1：募金発起人の対象となる個人、法人はどのあたりをターゲットとして依頼してきたか。

Q2：候補者への依頼に当たっての進め方として、どのような流れで依頼されたか。



○私大連加盟大学 3 校の情報を提供。

○詳細は下記参照。

NO.	回答大学の規模	Q1：募金発起人の対象となる個人、法人はどのあたりをターゲットとして依頼してきたか。	Q2：候補者への依頼に当たっての進め方として、どのような流れで依頼されたか。
1	中	法人創立●周年、大学創立○周年を迎えるにあたり、主に大学に係る事業（新校舎建設、学生支援等）について●周年事業募金として寄付金を募集。 周年募金委員会を立ち上げるにあたり、現学長ならびに前学長に募集委員会の代表を依頼。	前学長については、学内で検討の後、素案（募金趣意書案）を持って理事長等が直接訪問のうえ、依頼。
2	大	周年事業の一環として開校▲周年記念棟建設基金を設け、募金活動を行っている。 現在を含め、今まで行ってきた募金活動における募金発起人は、理事長並びに学長以外にいない。 そのため、特別な依頼をしておらず、また、募金発起人を幅広く依頼した事例はない。	
3	大	創立■周年の際、寄付金募集を行ったが、募金発起人というかたちでの募金を行ったことはない。 私学事業団が実施する受配者指定寄付金制度を利用して募金趣意書を作成し、教職員、理事・評議員、同一法人関係者、同窓会、学友会、退職者、自治体、取引業者（開学時より多額の取引がある業者をピックアップ）等に発送又は個別訪問により寄付事業等の趣旨及び協力依頼を地道に行い寄付金を募った。	

18. 寄附行為における収益事業について



収益事業について寄附行為に記載している大学の情報や、どのような事業を展開しているのか情報について、情報をいただきたい。



○私大連加盟大学の規程（抜粋）を提供した。

19. 職員研修講師の紹介



学内の研修制度を構築するに当たり、管理職および主任、係長向けの研修を実施する計画を立てており、講師の選定を行っているが、私大連から紹介していただける講師はいないか。



○私大連で実施している研修における講師 3 名を紹介した。

- ◆ 太田 肇 氏（同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授）
- ◆ 井上 達彦 氏（早稲田大学商学学術院教授・産学官研究推進センター副センター長）
* 当連盟アドミニストレーター研修内の「大学の組織・人材マネジメント」の講師
- ◆ 藤村 博之 氏（法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）
* 当連盟ヒューマン・リソース・マネジメン研修の講師

20. 「働き方改革」に関する講師の紹介依頼



働き方改革に関して講演を依頼できる講師をご紹介いただきたい。



○私大連が平成 29 年度「働き方改革」をテーマに実施した事業（財務人事担当理事者会議、私立大学フォーラム、大学時報）で依頼をした下記講師情報を紹介。

内容	氏名	役職	依頼事業
政府の「働き方改革」についての説明	樋口 美雄 氏	慶應義塾大学商学部教授、「働き方改革実現会議」委員	財務人事担当理事者会議講師
	山田 久 氏	株式会社日本総合研究所理事兼主席研究員	私立大学フォーラム講師
企業（自社）で進めている先進事例	小林 良成 氏	S C S K 株式会社人事グループ副グループ長	財務人事担当理事者会議講師
	輪島 文 氏	日本マイクリフト株式会社 Office ビジネス本部シニアプロダクトマネージャー	私立大学フォーラム講師
さまざまな企業で進められている働き方改革の総括	越川 慎司 氏	株式会社クロスリバー代表取締役 CEO	私立大学フォーラム講師
大学の働き方改革	内野 崇 氏	学習院大学経済学部教授	財務人事担当理事者会議講師
	山田 省三 氏	中央大学大学院法務研究科教授	大学時報座談会参加者
	周藤 正紀 氏	実践女子学園総務部長	大学時報座談会参加者
	須田 誠一 氏	上智学院人事局長	大学時報座談会参加者
	田平 浩二 氏	内閣府男女共同参画局推進課長・内閣府仕事と生活の調和推進室参事官	大学時報座談会参加者
	長野 香 氏	立教学院広報室長	大学時報座談会司会

21. リスクマネジメントの体制強化



リスクマネジメントの体制強化を考えているが、リスクマネジメントに関する事務組織等の強化を行った事例等があれば教えてほしい。



- 私大連加盟大学 5 校の規程（抜粋）の提供。
- リスクマネジメントに関連する文献等の情報（抜粋）を提供。

【文献情報】

- ① 大学経営強化の事例集（私学事業団）
- ② 国立大学リスクマネジメント情報
- ③ H21 学長会議_関西大学安部先生講演
「大学における危機管理体制—関西大学の取り組み—」
- ④ H21 私大フォーラム（仙台）記録「大学のリスクマネジメント」
- ⑤ H21 第 1 回学長会議報告書
- ⑥ 追手門学院における危機管理体制の構築と課題（斎藤武司）
私学経営 2012.3
- ⑦ 大学におけるコンプライアンスリスクマネジメントに関する考察（赤林隆仁）
- ⑧ 危機管理と大学事務組織（寺尾謙）私学経営 2012.5
- ⑨ 私学経営研究会セミナー開催チラシ（2016.10.7）
- ⑩ 大学におけるリスク管理と広報活動の重要性（駒橋恵子）

22. 禁煙カレッジマラソンのサービス終了に伴う対応について



「禁煙カレッジマラソン」のプログラムが終了による代替する支援案について、他大学の状況を知りたい。



- 希望する大学の担当者の方を紹介。

23. 受動喫煙防止対策について



受動喫煙防止対策のため、全面禁煙と分煙の方向性について学内委員会で検討予定。他大学の対応策等について教えてほしい。

- Q 1 : 施策の開始時期
- Q 2 : 施策の方法
- Q 3 : 今後の方針
- Q 4 : 全般的な課題、学生への啓蒙



- 私大連加盟大学 25 校の情報を提供。
- 詳細は次ページ参照。

NO.	回答大学の規模	Q 1 : 施策の開始時期	Q 2 : 施策の方法	Q 3 : 今後の方針	Q 4 : 全般的な課題、学生への啓蒙
1	小	全面禁煙：5年以上前～	<全面禁煙>①全面禁煙を導入する際に行った所作:喫煙スペースの撤去及び学内回覧。②学生・教職員は学外で喫煙。③学外者へ学舎を貸与時：学内者と同様の対応。④課題：本学近隣（敷地外）での学生・教職員と思われる者の喫煙マナーに近隣住民等からクレームがある。	現状と同様の対応を継続する。	特になし
2	小	全面禁煙：2012年度～	<全面禁煙>①全面禁煙を導入する際に行った所作:全面禁煙となった旨公表し、灰皿を撤去。②学生・教職員の喫煙場所は不明。③学外者へ学舎を貸与時：全面禁煙である旨を伝える。④課題：近隣住宅街での本学学生の喫煙。		教員と事務職員で定期的に近隣住宅街への見回りを行い吸い殻等のゴミを回収している。
3	小	分煙：2012年度～	▲キャンパスでは、指定喫煙所を7から1か所に削減。教室近くの喫煙所では、煙が風向きにより教室内に入ってくる。◆キャンパスは全面禁煙。	▲キャンパスの全面禁煙に向けて、施設面の課題解決のほか、講演会等による啓蒙活動を続ける。	学内全面禁煙にした場合、喫煙者が学外で吸う恐れがあること。
4	小	分煙：1997年度～	・半密閉型スペース（換気扇あり）1か所、屋外（屋根有）3か所、屋外（屋根無）2か所。 ・喫煙場所外での喫煙への苦情あり。また喫煙所周辺に吸殻が落ちており、衛生上も問題である。	喫煙所の休憩室化の抑制（椅子の撤去を実施）、設置数の削減、禁煙指導の徹底。	外国人留学生に喫煙者が多いこと。教職員が学生と喫煙しながら歓談すること。喫煙シェルター内の禁煙ポスターの張り出しなど。
5	中	分煙：5年以上前～	喫煙スペースを減らす方向で調整を行った。	室内ではなく、オープンエアな喫煙場所の確保。	喫煙場所の掲示案内
6	中	分煙：5年以上前～	主要な教室棟の上階を中心に設置。キャンパス内の屋外喫煙指定場所は密閉空間ではない。	現状明確な方針は無く、政府動向や電子タバコ等の状況に合わせ検討予定。	分煙は、食堂に近接する喫煙室等どうしても漏れ出す臭いへの苦情がある。
7	中	分煙：2003年度～	完全に密閉されたスペース（換気システムあり）を確保している。	全面禁煙に向けて検討中。	

8	中	全面禁煙： 2013年度～ 分煙：2011 年度～	①全面禁煙所作：看板・のぼりの設置、敷地内巡回、受動喫煙防止憲章をプリントしたファイル、受動喫煙防止のチラシ配布。②学生・教職員は近くのコンビニエンスストアなどで喫煙。③学外者へ学舎を貸与時も同様に全面禁煙。④課題：敷地外喫煙の近隣住民とのトラブル対応。	全面禁煙を継続する。	新入学時に全面禁煙遵守の誓約書を提出させている。新入生オリエンテーション時の禁煙講演。
9	中	分煙：2015 年度～	現状：喫煙スペースとして仕切りで囲んでいるスペース（換気システムなし）を複数確保しているが、一部対策ができていない箇所が残っており、継続して見直し中。 課題：教職員を構成員とした委員会組織が機能しておらず、他大学の事例等を参考に全学的な取り組みに繋げていきたい。	完全禁煙ではなく、分煙の方向で対策するため受動喫煙の問題点や周辺法律への認識を高める。	喫煙者の立場も理解しながら共存できる方向性を見出す。
10	中	分煙：5年以 上前～	・キャンパス内の目立たない場所（メインの動線から外した場所）に4か所喫煙所を設置。 ・屋外に喫煙スペースを設置しており、テント等の屋根はなく、灰皿のみ設置。	将来的には敷地内全面禁煙を実現する具体策を検討中。	指定場所以外での禁煙を徹底するため、喫煙所設置以外に、授業期間中に毎月、教職員と学生が協力して喫煙マナーキャンペーンを実施。
11	中	全面禁煙： 2014年度～	<全面禁煙>①全面禁煙を導入する際に行った所作：分煙→喫煙所2か所ずつ閉鎖→敷地内完全禁煙。②学生・教職員の喫煙場所は学外の喫煙場所・民間設置箇所。③学外者へ学舎を貸与時：全面禁煙の周知。④課題：教職員の見えないところでの喫煙に伴う学内のポイ捨て、通学路での喫煙やポイ捨て。未成年の喫煙。	学内喫煙者に対する罰則強化。	学生主体の研修時に保健指導を実施、保護者・学生への配布物での啓発。
12	中	分煙：5年以 上前～			学生自治会中心で、学生への啓蒙活動を実施。

13	中	全面禁煙： 2013年度～	<全面禁煙>①全面禁煙を導入する際に行った所作:2010年に教職員・学生で推進室を設置。禁煙教育、卒煙支援を実施し、2013年4月から禁煙。②学生・教職員の喫煙場所はキャンパス外。③学外者へ学舎を貸与時：原則、禁煙対応。④課題：キャンパス外での喫煙。		卒煙相談の実施。
14	中	全面禁煙： 2016年度～	<全面禁煙>①全面禁煙を導入する際に行った所作:ワーキンググループを結成し、実態調査（アンケート等）を行い、喫煙所を順次削減。②学生・教職員の喫煙場所は敷地の外（近隣の喫煙可能な飲食店や公園など）。③学外者へ学舎を貸与時：全面禁煙であることを事前連絡。④課題：大学に隣接する道路、喫煙不可の公園等での学生の喫煙に関する苦情が寄せられた事がある。キャンパス内に落ちている吸殻の対策。	今後も全面禁煙を維持する予定である。	一部の学部では、月1回、教職員が敷地内外の巡視を行い、学生募集要項に敷地内全面禁煙であり入学後は遵守する旨記載し周知している。また、別の学部では、キャンパス内が全面禁煙であることを初頭ガイダンス等で周知している。
15	中	分煙：5年以上前～	喫煙スペース6か所（内、1か所は換気システムあり）	現在の喫煙スペースの箇所を1/2に縮小し、残りの箇所を換気システム付の閉ざされたスペースとする方向で検討中。	喫煙スペースは、1か所を除いて仕切り等がないことから、受動喫煙を防げる状況にはなっていない。
16	中	分煙：5年以上前～	仕切りで囲まれているスペース（換気システムなし）を確保している。	全面禁煙の案があがっている。	
17	中	全面禁煙： 2006年度～	<全面禁煙>①全面禁煙を導入する際に行った所作:平成18年4月の診療報酬改定に伴いキャンパス内全面禁煙。②学生・教職員は、キャンパス外近隣喫煙スペースを利用。③学外者へ学舎を貸与時：学内ルール適用。④課題：禁煙認知度向上、自治体も定期的に禁煙キャンペーン実施。		

18	中	分煙：5年以上前～	喫煙エリアを学内3か所に限定。ただし、仕切り等での囲いはない。		
19	中	全面禁煙： 2011年度～ 分煙：2006年度～	<全面禁煙>①全面禁煙を導入する際に行った所作：導入に際しては理事会等決定機関での丁寧な説明を行い理解を得た。導入後はポスター等での告知・啓蒙、禁煙希望者(学生・教職員)へのサポート体制を整備。②学生・教職員の喫煙場所は学外の喫煙可能施設・スペース。③学外者へ学舎を貸与時：学内全面禁煙が貸与条件と了承を得る。④課題：学校周辺の禁煙場所での喫煙への近隣住民等からクレーム、また学内の隠れた場所で喫煙により、出火や事故が発生するリスク。	禁煙を勧奨し、隠れ喫煙者を減少させることにより受動喫煙の防止を推進していく。	定期健康診断時の喫煙状況調査及び啓蒙プリント配布、面談による保健指導、新入生への授業での啓発。
20	大	分煙：2003年7月～	完全密閉スペース（換気システムあり）+仕切りスペース（換気システムなし）確保。	特記なし	喫煙スペースが確保されつつも、一部の学生のスペース外での喫煙が目立つため、喫煙スペース撤廃の可能性ありを掲示にて周知。
21	大	分煙：2011年度～	受動喫煙防止のため、仕切りで囲われているスペース（屋外）をキャンパス内に設置している。密閉されたスペースは現在、1か所のみ設置。	分煙の徹底化。また、キャンパス内の喫煙所（灰皿）の適切な設置場所や広さを検証し、改善について検討する。	指定されている喫煙スペースから離れ喫煙するため、多くの学生からマナーに関する苦情が寄せられている。
22	大	分煙：5年以上前～		2020年に向けて、喫煙スペースを縮小するなどの整備を検討している。	保健管理センターのポスターの掲示や喫煙による健康被害の具体例の展示、大学教職員による大学周辺、学内の清掃活動（年約20回）。

23	大		<p>本学は、受動喫煙対策として、全面禁煙や分煙は行っていないが、以下のような対応をしている。</p> <p>Q3（今後の方針）の回答</p> <p>現在進行形として、受動喫煙に関する苦情の多いポイントから順次、学内の喫煙所（屋外の灰皿）の数を減らすまたは移設する対応を行っているが限界があり、喫煙者側の事情・言い分との兼ね合いで、現状苦慮している。今後は、受動喫煙防止対策として、喫煙エリアの限定と分煙化とを計画的に進めながら喫煙所の数を減らし、最終的にはスモキングエリア（囲い）の設置で分煙化を図りたい。</p> <p>Q4（課題、学生への啓蒙活動等）の回答</p> <p>A.現在、喫煙所（灰皿）が屋外に、ただ置いてあるだけなので風などの影響で受動喫煙になってしまう箇所があり、受動喫煙の影響が少ない場所へ喫煙所を移すなど行っている。しかし、敷地面積が広く、喫煙学生の意見も考慮すると中々一度に多数の喫煙所の箇所を減らすことは難しいのが現実。また、学生については、喫煙場所を減らしていることについて、ガイダンスや掲示などで理解を求め、学則の遵守及び喫煙マナー向上の啓発活動を継続している。一方では、昨年度、体験型授業のなかで担当教員から、喫煙マナーや吸殻ポイ捨ての現状について、大学側から学生に対して現状や課題を説明してほしい旨の要望を踏まえ、授業の中で我々職員が本学における喫煙の状況について、学生に直接話をする機会があった。その後、授業を通じた振り返りのなかで、学生同士で「喫煙マナーを守ろう」という雰囲気を作られ、一定のマナー向上の効果があった旨の報告を受けている。</p>		
24	大	分煙：2013年度～	<p>●キャンパス：屋外(解放空間)3か所（2か所は仕切りで囲まれている）に設置している。休み時間に利用が集中し、周辺の禁煙エリアまで喫煙者があふれる等のマナー問題あり。また、流れ出る煙により、周辺を通行する未成年者等への悪影響が懸念される。</p> <p>▼キャンパス：屋外(解放空間)6か所。課題は</p> <p>●キャンパスに同じ。</p>	<p>現時点で全面禁煙に踏み切ることには副作用も想定されることから、徐々に喫煙しにくい環境としていく。</p>	<p>設置場所が最も大きな課題となっている。受動喫煙に伴う学内外のクレームにより数年間で何度も喫煙場所の移設を繰り返し、当面は現在の場所で落ち着いているが完全な解決方法とはなっていない。啓発活動としては、学生の喫煙率調査実施に基づいた禁煙教育実施を検討中である。同時に喫煙教職員への禁煙推奨の必要性も感じている。</p>

25	大	<p>全面禁煙：2011年度～ 分煙：2011年度～</p>	<p><全面禁煙>①全面禁煙を導入する際に行った所作 2010年度に学部長会にて了承を取り付けた。②学生・教職員は、指定喫煙所にて喫煙している。③学外者へ学舎を貸与時は、屋外に設置している喫煙スペースのみ利用可能として案内している。主催者への事前説明に加え、当日はキャンパス案内の立看板に、屋外の喫煙スペースを指定喫煙所として記載している。④課題：建物内全面禁煙は実現しているが、敷地内全面禁煙は暫定措置のまま現在に至っており実現できていない。</p> <p><分煙>①●キャンパスに喫煙所2か所設置：屋内密閉1か所（空調機のみ）、屋外1か所。②▲キャンパスに喫煙所3か所設置：屋内1か所（フィルター付集煙機あり）、屋外2か所。③課題：上記暫定喫煙所は個別密閉および屋外指定スペースがあるが、喫煙者が集中すると収まらず、煙が漂う場合がある。また密閉喫煙スペース隣接の事務室の職員（非喫煙者）から呼気Coがわずかながら検出されたことがある。</p>	<p>2010年当時、学内で本件について集中的に議論され、キャンパス内禁煙を目指したが、未だに実現できていない。担当者も変わり、今一度本件を見直し、社会の動向を見据えながら実現に向けて再構築したい。</p>	<p>①学生の非喫煙者、②学生の喫煙者、③教職員の非喫煙者、④教職員の喫煙者に対象を区分し、優先順位と、それぞれに効果的な対策を同時並行的に打ち出すことを検討、一部実施している。</p>
----	---	------------------------------------	---	---	---

24.直系子女学費給付制度の有無について



専任教職員の直系子女が、自法人の大学、高校等に入学した場合に授業料及び入学金等を一部給付する制度を実施している大学の状況等について知りたい。



同様の制度を実施する 24 法人の規程（抜粋）を提供した。

25.スクールバスの運用



- Q1：学生専用・教職員専用と分けているか。
 - Q2：有料／無料か否か。
 - Q3：教職員に別途通勤手当代を支払っているか。
 - Q4：経理処理について。
-



- 私大連加盟大学 4 校の情報提供。
- 回答内容は次ページ参照。

NO.	回答大学の規模	Q1. 学生専用・教職員専用と分けているか	Q2. 有料／無料か否か	Q3. 教職員に別途通勤手当を支払っているか	Q4. 経理処理について
1	中	<p>○分けていない。</p> <p>○以前は教職員専用バスだったが、それを学生も乗れるスクールバスにした。</p>	○無料	<p>○払っていない。</p> <p>○「●●」駅からスクールバスを出しているが、別に最寄駅「▲▼」駅があるので、通勤手当としてバス代を支払う必要がない。</p>	<p>○スクールバスの経費については、全て「管理経費」の「業務委託費」として1年毎に決められた金額を支払っている。</p> <p>○したがって、学生分を「教育研究費」、教職員分を「管理費」にするなど、科目を分けてはいない。</p>
2	中	○基本、学生用のバスとして運行しているが、教職員が乗ることも認めるというスタンス。	○無料	○学内規定（「公共交通機関の通勤定期代を支払う」と規定されている）に基づき、別途、最寄駅からのバス代の支払いをしている。	○スクールバスの経費については、全て「管理経費」の「業務委託費」としている。
3	中	○分けていない。	<p>○以前はチケット制（有料）であったが現在は無料にしている。</p> <p>○以前、チケット制（有料）だったときも、教職員には無料でチケットを渡していた。</p>	○最寄駅から大学まで徒歩 10 分程度なので、もともと支払う必要がない。	○現在「教育研究費」としているが、私学事業団から、教職員も通勤に利用しているのに「教育研究費」としていると、会計検査で指摘される可能性がある、「教育研究費」とするのであれば会計検査が入ったときにきちんと説明ができるようにしておかなければいけないと言われた。そのため現在、見直しを前提に検討している。
4	大	<p>○教職員専用バスとスクール（学生）バスがある。</p> <p>○教職員専用バスには学生が乗車することはできないが、スクール（学生）バスには教職員が乗車することは可能。</p>	<p>○教職員専用バスは無料</p> <p>○スクールバス 100 円／回</p> <p>※スクールバスに教職員が乗る際は教職員証（身分証）を提示することで無料</p>	○教職員専用バスを運行しているため、通勤定期代としてバス代は支払っていない。	<p>○教職員専用バスについては、「管理経費」の「委託費」</p> <p>○スクールバスについては、「教育研究経費」「委託費」</p>

26. 高大企業等三者連携事業



現在、高大企業等三者連携事業に力を入れている。高大二者連携は数多く取り組まれているが、三者連携はまだ取り組みが少ない。

地域貢献、地域人材育成により一層貢献していきたいと考えているが、本学のみでの情報発信していくには限界もあるため、私大連の知恵や力を借りたい。



○「私大連メールマガジン」と私大連 Web サイト「加盟大学トピックス」へ掲載。

【メルマガ記事、加盟大学トピックス記事内容】

- 大学 高大産連携プロジェクトで三者連携事業を推進
- 大学では、「地域の人材育成と活性化」をテーマに、「高等学校×企業・法人×大学による三者連携事業」を推進しています。これまで、「◆地域三者連携ものづくりプロジェクト」、「高大産連携によるラジオ放送のプロジェクト」、「Code for ◆ 2016」が立ち上がり、活動を進めています。

○「大学時報」における一般原稿への寄稿を第 374 号（2017 年 5 月号）に掲載。

27. 公益通報者保護に関する規程



「公益通報者保護法」に則った規程の作成を考えている。そのため、説得するための情報として、何校ほどの大学がこの法律に関する規程を制定しているのかを教えてください。

また、どの大学が規程を持っているのかを知りたい。



○私大連加盟大学で、公益通報に関する窓口を設置もしくは、関連規定を公開している大学、自己点検・評価報告書等で制定を明記されている大学（64 校）の一覧を提供。

○回答内容は次ページ参照。

No.	法人名	関連URL、規定名
1	学校法人亜細亜学園	http://www.asia-u.ac.jp/information/whistleblowing/
2	学校法人文理佐藤学園	公益通報等取扱規程
3	学校法人中央大学	http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/whistleblower/
4	学校法人獨協学園	https://www.dokkyo.ac.jp/soumu/a04_06_j.html
5	学校法人フェリス学院	http://www.ferris.jp/activity/usr.html
6	学校法人福岡女学院	https://www.fukujo.ac.jp/university/other/compliance.html
7	学校法人学習院	https://www.univ.gakushuin.ac.jp/research/docs/occurrence.pdf
8	学校法人阪南大学	学校法人阪南大学公益通報等に関する規程
9	学校法人広島女学院	https://www.hju.ac.jp/houjin/naibutsuho/
10	学校法人法政大学	http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/torikumi/naibutsuho/
11	学校法人兵庫医科大学	http://www.corp.hyo-med.ac.jp/guide/whistleblowing.html
12	学校法人実践女子学園	https://www.jissen.ac.jp/school/measure/internalaudit.html
13	学校法人上智学院	上智学院における公益通報に関する規則
14	学校法人城西大学	城西大学・城西短期大学 研究倫理 研究倫理 委員会 規程
15	学校法人順天堂	法令違反等のためのヘルプラインに関する取扱要領
16	学校法人関西大学	「公益通報者保護規程」
17	学校法人関西学院	http://www.kwansei.ac.jp/seiwa_j_college/attached/0000094697.pdf
18	学校法人関東学院	http://www.kanto-gakuin.ac.jp/?info=p556
19	学校法人恵泉女学園	公益通報に関する規程
20	学校法人皇學館	http://www.kogakkan-u.ac.jp/html/other/p08.php
21	学校法人國學院大学	http://www.kokugakuin.ac.jp/research/kan12.html
22	学校法人国際武道大学	学校法人国際武道大学公益通報等に関する規程
23	学校法人駒澤大学	https://www.komazawa-u.ac.jp/about/compliance/whistleblower-protection.html
24	学校法人久留米大学	https://www.kurume-u.ac.jp/soshiki/3/public.html
25	学校法人京都産業大学	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/torikumi/publicinterest.html
26	学校法人京都精華大学	学校法人京都精華大学における公益通報者の保護等に関する規程
27	学校法人松山大学	https://www.matsuyama-u.ac.jp/uploaded/attachment/3188.pdf
28	学校法人松山東雲学園	松山東雲学園公益通報者の保護に関する規程
29	学校法人明治学院	http://www.meijigakuin.jp/koeki/
30	学校法人桃山学院	https://www.andrew.ac.jp/info/action/pdf/public_interest_report.pdf
31	学校法人武蔵野大学	学校法人武蔵野女子学院公益通報運営規程および武蔵野女子学院公益通報運営要領
32	学校法人名古屋学院大学	http://www.ngu.jp/facilities/laboratory/index.html
33	学校法人中内学園	https://www.umds.ac.jp/guide/regulation/documents/compliance.pdf
34	学校法人南山学園	http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/koeki/
35	学校法人日本大学	https://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/effort/whistle_blowing/
36	学校法人大阪医科薬科大学	http://www.osaka-med.ac.jp/deps/kiki-kanri/
37	学校法人追手門学院	http://www.otemon.jp/kansa/koueki/index.html
38	学校法人立正大学学園	http://www.ris.ac.jp/rissho_school/release_information/compliance/whistle_blowing.html
39	学校法人立命館	http://www.ritsumeikan-trust.jp/publicinfo/approach/compliance/
40	学校法人成蹊学園	http://www.seikei.ac.jp/gakuen/whistleblower/
41	学校法人聖心女子学院	https://www.u-sacred-heart.ac.jp/about/fundcheck/pdf/reporter.pdf
42	学校法人専修大学	http://www.senshu-u.ac.jp/library/00_spdata/gakumu/koutekikenkyuhi/koutekikenkyuhi_unei_kanrikitei.pdf (研究費関連)
43	学校法人芝浦工業大学	http://www.shibaura-it.ac.jp/educational_foundation/compliance/whistleblower_protection/index.html
44	学校法人白百合学園	http://www.shirayuri.ac.jp/guide/financial/usfro000000157-att/a1460618281719.pdf (研究費関連)
45	学校法人修道学園	http://www.shudo-u.ac.jp/gakuen/office/index.html
46	学校法人創価大学	https://www.soka.ac.jp/swc/common/pc/disclosure/usr/expenditure/pdf/expenditure_5.pdf
47	学校法人拓殖大学	http://www.takushoku-u.ac.jp/summary/president/up-prf.html
48	学校法人東邦大学	http://www.toho-u.ac.jp/reserch/prevention/expense.html (研究費関連)
49	学校法人東北学院	学校法人東北学院における公益通報者の保護に関する規程 (平成22年10月1日制定第11号)
50	学校法人東北公益文科大学	学校法人東北公益文科大学内部通報に関する規程
51	学校法人東海大学	http://www.u-tokai.ac.jp/effort/compliance/prevention.html (研究費関連)
52	学校法人常磐大学	http://www.tokiwa.ac.jp/about/whistleblowing/index.html
53	学校法人東京女子大学	http://office.twcu.ac.jp/univ/staff/misconduct/
54	学校法人東京女子医科大学	http://www.twmu.ac.jp/univ/about/naibutsuhou.php
55	学校法人東京経済大学	http://www.tku.ac.jp/kouekituho/
56	学校法人東京農業大学	http://www.nodai.ac.jp/recruit/doc/kisoku.pdf
57	学校法人東京歯科大学	http://www.tdc.ac.jp/college/information/tabid/203/Default.aspx
58	学校法人東洋大学	https://www.toyo.ac.jp/site/effort-activity/whistleblower.html
59	学校法人東洋英和女学院	http://www.toyoeiwa.ac.jp/daigaku/tuuhoumadoguti_.pdf (研究費関連)
60	学校法人津田塾大学	http://www.tsuda.ac.jp/vtngq9000000v4b-att/tsuhokitei_07-15-01.pdf
61	学校法人梅村学園	http://www.umemura.ac.jp/information/a10.html
62	学校法人和光学園	https://www.wako.ac.jp/outline/disclosure/public_research_fund_guideline.html (研究費関連)
63	学校法人早稲田大学	公益通報者等の保護等に関する規程
64	学校法人山梨英和学院	http://www.yamanashi-eiwa.ac.jp/publication/fusei/ (研究費関連)

※1 規程名称のみのものは、HP内の自己点検評価等が当該名称が記載されていた場合のものです。

※2 研究費の不正防止に関する規定は赤字で記しております。

28. 「eduroam」への加入状況等について



「eduroam」への加入状況、加入にあたっての課題や障壁について、各大学の情報を教えてください。

Q1. 「eduroam」への加入しているか。

Q2. 加入している場合、どのような課題や障壁があったか。



○私大連加盟大学 10 校から情報をいただき、うち導入済で課題や障壁について返答があった 2 校の情報を提供。

○回答内容は下記参照。

NO.	回答大学の規模	回答内容
1	中	<p>○加入手続き 機械的なものであり、難しい点はない。</p> <p>○整備上の課題 RADIUS 認証という仕組みが必要。その技術を持っている人がいれば簡単に構築できるが、技術者がいなければ、アプライアンスサーバーを買うのが簡単。アクシオーレ (HTTP://WWW.AXIOLE.JP/PRODUCT.HTML) というサーバーを利用でき、当大学もこのサーバーを利用。</p> <p>学内で WI-FI を既に運用していれば、「eduroam」の導入は困難では無い。それでも難しくければ NII の担当窓口でサポート可能。</p> <p>NPO 法人 CCC-TIES でも、「eduroam」のサポートもしている。実作業が発生しなければ無償で対応。</p> <p>NPO 法人 CCC-TIES (HTTPS://WWW.CCCTIES.ORG/) 奈良県奈良市帝塚山 7-1-1 帝塚山大学内 TEL : 0742-48-8561 (代表) / FAX : 0742-48-2394</p> <p>○導入後の運用に関して 基本的に外部の方向けに用意するものだが、学内ユーザ (学生、教員) も利用できるので、運用ルールを設けないと、ネットワークリソースが枯渇し、必要な時に利用できなくなる、という問題があり。</p>
2	中	<p>○かなり以前より導入しており、旧ライブドア(現 NTN テコラス)のサービスで、KDDI の無線 LAN と eduroam の SSID を学内施設から出せるというサービスを利用中。</p> <p>○認証の問題が課題の 1 つだが、学内のアカウントを使う方式については、セキュリティ上の不安があり、東北大学が運用されている代理認証を利用している。</p>

II. 【学生支援】

1.編入学に関する情報



編入学試験を実施している大学の学部毎の編入学志願者・入学者状況について、データまたは、資料を入手したい。



○私大連「学生・教職員数等調査」※の集計結果のデータを提供した。
※データライブラリから入手可能

2.卒業生名簿の作成・配付



卒業生名簿を作成し、卒業生に配付しており、住所も掲載している。今後、作成・配付をやめたいと考えているが、他大学における状況を教えてほしい。



○私大連加盟大学 9 校の情報提供。
○詳細は下記参照。

NO.	回答大学の規模	回答内容
1	中	していない。随分前に廃止。
2	大	していない。情報は校友会で把握。
3	大	していない。情報は校友会で把握。
4	大	かつては作成・配付をしていたが、現在はしていない。
5	大	していない。
6	大	していない。
7	大	していない。
8	大	していない。
9	大	卒業時に大学が卒業生名簿（住所入り）を作成、配付。

3.留学生の学費未納

（受け入れ）留学生の学費未納問題が発生し大変苦慮している。各大学の状況と対事例を教えてください。



- Q1：学費未納問題の状況（多く発生している・そのようなことはあまりない等）
Q2：学費未納の留学生への具体的な対応
1）督促の方法（本人、保証人、母国にいる親元）
2）督促後の対応（未納がどのくらいの期間続いたら除籍・退学処分とする等）



○私大連加盟大学 7 校の情報提供。
○回答内容は次ページ参照。

NO.	回答大学の規模	Q 1 学費未納問題の状況	Q 2 学費未納の留学生への具体的な対応	
			Q2- 1) 督促の方法	Q2- 2) 督促後の対応
1	小	○学費未納は、とりわけ留学生に偏って多いという印象はない。全学生数を分母にした場合の私費留学生比率は 3.2%程度であるため、大きな問題として取り上げる状態にないという認識。	○原則として、本人宛督促状を出し、反応がない場合は、本人とともに母国の連絡先（主に保護者）へ「修学の意味確認」の通知を出す。	○原則納付金より2ヶ月（それ以上は個別の案件として対応する）※事情等を勘案し、特別延納措置を行う。
2	小	○例年とりわけ留学生に偏って多いというわけではなかったが、今年は理由は定かではないが、留学生の未納が多かった。	<p><前期学納金納入期限（3月31）> 延納希望者への対応は延納願を提出の上、おおむね2か月以内の延納を認める。 第1回督促 5月頃：本人宛督促状を送付する。 なおも納入しない者へは、個別対応。</p> <p><後期学納金納入期限（9/30）> 延納希望者への対応は延納願を提出の上、おおむね2か月以内の延納を認める。 第1回督促 10月頃：本人宛督促状を送付する。 なおも納入しない者へは、個別対応。</p> <p>※未納留学生から直接ヒアリング等の対応により、状況を把握し、今後の対応を模索中。留学生は日本人学生と違い、金融機関等の教育ローン等の利用ができない為、難しい現状がある。</p>	<p><前期学納金> 再三の督促にもなおも、応じない学生へは8月下旬に除籍予告通知を最終期限を定め内容証明郵便にて通知する。期限までに納入が確認できない者は、9/教授会に報告後、除籍通知を内容証明郵便にて通知する。</p> <p><後期学納金> 再三の督促にもなおも、応じない学生へは2月下旬に除籍予告通知を最終期限を定め内容証明郵便にて通知する。期限までに納入が確認できない者は、3月教授会に報告後、除籍通知を内容証明郵便にて通知する。</p>
3	小	○留学生全体の約10%が学費納入締切日の時点で未納。	○原則督促は行わない。ただし、ガイダンス等であらかじめ学費を期日までに納入しないと除籍なることを口頭で案内。	○未納学生について、該当学科の長へ報告。原則、学費納入締切日の3ヶ月後に納入が確認できない場合、学科長へ連絡の上、除籍手続を開始。
4	小	○本学では、留学生の学納金未納ということはほとんどない状況（随分前に一度未納があり、学生本人に督促後すぐに納入。それ以降はない状況。）	-	-
5	小	○（4年ほど前まで）25人前後の学費延納者が	○留学生の学費延納者に対して、その都度、留学生支援室及び会計課が呼び出して担当部署の立場で面談を実施したが、未納者が減ることがなかった。	

		いた。	<p>○延納者に対しては、「反省文」を提出させ、留学支援室及び会計課の責任者が一読の上、本人に認印をさせ、事務局長に提出させた。</p> <p>○「反省文」には事務局長からコメントとして「次回からは絶対に（延納を）認めない旨を記入し、留学生に返却をしている。</p>
6	中	○多い少ないの基準が不明だが、2016 年度前期の状況をみると、日本人学生と比較して多いかと思われる。	<p>—</p> <p>○2016 年前期の納付スケジュールは 4月1 納付書発送（5月末納付期限） 6月中旬 1 回目の督促状発送 7月中旬 2 回目の督促状（除籍告知）発送 7月末まで納付がない場合は、8月の教授会にて除籍。 ○なお、4月中は延納申請ができるので延納申請した学生は、 5月中旬 再度納付書発送（7月15 納付期限） 7月末 1 回目の督促状発送 8 月下旬 2 回目の督促状（除籍告知）発送 9/15 まで納付がない場合は、10 月の教授会にて除籍。</p>
7	中	○留学生だけが特に苦労しているわけではないよう。督促の苦労は国内学生も同様で取り立てて留学生だけが大変という意識はない。	<p>○あくまで本人。海外にいる保証人までは連絡せず。本人に連絡を取ることが難しいケースもあるため、留学生支援課、クラブの部長、監督、クラス担任と連携し本人と連絡が取れるように努力している。</p> <p>○納付期限後、2 回督促を出す。全体の会議体（全学協議会）に報告する時期（春学期は8月末、秋学期は1月末）までに納入がない場合は除籍。春学期の納入期限が5月31、秋学期が10月31、約3ヶ月弱猶予している。</p>

4.秋季入学（大学院）

秋季入学（大学院）に関する規程作成のため、他大学における状況を教えてください。



Q1：学則上、入学の時期をどのように規定していますか。

Q2：実際の入学日は受験生に何月何日と伝えていますか。

Q3：入学式はいつですか。

Q4：オリエンテーションの時期について教えてください。

Q5：入学手続き日程について教えてください。

Q6：入学辞退受付最終日（学費を返金する）を教えてください。



○私大連加盟大学 7 校の情報提供。

○回答内容は次ページ参照。

NO.	回答大学の規模	Q1：学則上、入学の時期をどのように規定していますか？	Q2：実際の入学日は受験生に何月何日と伝えていますか？	Q3：入学式はいつですか？	Q4：オリエンテーションの時期について教えてください	Q5：入学手続き日程について教えてください	Q6：入学辞退受付最終日（学費を返金する）をお教えてください
1	中	大学院学則上は、学期の始めとして規定している。（入学時期）第16条本大学院の入学時期は、学年の始めとする。ただし、特別に必要があり、かつ研究科において教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。	毎年後期の授業開始日の数日前に入学日を設定している。平成29年度は9/21。		毎年後期の授業開始日の数日前に入学日を設定している。平成29年度は法学研究科の会議日とあわせて9/20(火)に実施。	本学法学研究科のHPに掲載している。 秋季入試（特修コース／プログラム志願者） 出願期間 平成28年8/1～5 必着 試験日 平成28年8/20 合格発表 平成28年8/26 入学手続締切平成28年9/2	入学辞退受付最終日（学費を返金する）は、設定はない。
2	中	入学の時期は毎学年の始めとする。ただし、場合により秋入学を認めることがある。	とくに伝えていない。 ※学則上、第二学期は9/16から翌3/31まで。	例年9/17（9月卒業式の翌々日）だが、2016年度は9/17が土曜日だったため9/16とした。	例年入学式と同日に開催していたが、2016年度は入学式前日の9/14に開催。	2016年秋入学は2016年5/23～6/10まで。 ※以前は2月実施入試の手続期間と同じ時期に実施していたが、上記の時期に行うことに変更。	基準日9/15の前日（9/14）16時まで。 ※4月入学は2017年3/31 16時まで。
3	大	学部：学年の始め 法科大学院：学期の始め	学部・法科大学院：4/8 法科大学院：秋入学9/17（卒業式・修了式の日）	学部：4/8 法科大学院：4/8 及び9/17	学部（一般入試対象）：4/2 法科大学院（秋入学対象）：9/14～15		

4	大	学部学則で以下のとおり定めている。「入学の時期は、学年の始めとする。ただし、〇〇高校（高等部）生、特別短期留学生、帰国生その他教授会が特に認めた者について、秋学期から入学を許可することができる。」	9/22（秋学期授業開始日）	秋学期開始（9/22）より前に設定している。 2016年度秋入学式は9/16	秋学期開始日（9/22）より前に設定している。	入試制度によって異なるが、6月～8月頃。	9/21（入学前日まで）
5	大	第6章修業年限、学年、学期及び休業日第15条学期は、学年を分けて、春学期および秋学期とし、それぞれ次の期間とする。春学期4/1から9/20まで秋学期9/21から翌3/31まで。 第8章入学、編入学、転部科、休学、留学、退学及び再入学第23条入学時期は、学期の初めとする。	9/21	9/21（2016年度実績及び2017年度予定）	2016年度実績は以下。 9/21 入学式・学科集会・学生生活ガイダンス（学部正規生・院生・交換留学生対象） 9/22 日本語プレイスメントテスト 9/23 学科集会・学生生活ガイダンス（Transfer学生対象） 9/24、25 オリエンテーション・キャンプ 9/26 健康診断 9/29 授業開始 10/6、7 秋のフレッシュマンウィーク（課外活動勧誘）	2017年度は以下の3つのパターン。 ①合格発表日：6/9 入学手続締切日：6/30 ②合格発表日：7/25 入学手続締切日：8/8 ③合格発表日：7/27 入学手続締切日：8/7	9/20（郵送の場合は消印有効。窓口持参の場合は窓口営業時間内。）

6	大	<p>(大学院学則より抜粋) 入学時期は、毎年4月または9月とする。</p>	<p>9/26 ※2016年9月入学者用の日程を具体例としている。(以右、同様)</p>	<p>9/24 ※当該年度の暦により前後することもある。</p>	<p>全体オリエンテーションの他、研究科別に実施。オリエンテーション日程は全学的に大枠を決定。留学生数等研究科の実態に応じ個別日程追加。 全体オリエンテーション 9/24 A M ※入学式後 留学生対象オリエンテーション 9/14～16 で研究科ごとに1～2日間設定 研究科別オリエンテーション 9/15～23 で研究科ごとに1日(1～3時間程度)設定</p>	<p>第一次手続：2月～7月末の間で、合格発表日から2週間を一次手続期間として設定 第二次手続：8/26～9/9 ※8月上旬に合格発表がある一部の入試については一次と二次をあわせて一括手続。</p>	<p>9/25までに本学が定める手続により申し出た場合に限り、入学金を除く学費(授業料)および諸会費を後日返還する。</p>
7	大	<p>第23条入学の時期は、学期の始めとする。⇒秋学期の期間を(9/20～3/31)としているので、9月入学者に関しては、9/20付けの入学となる。 ※本学の秋学期入学は、対象学部・研究科が限られている。</p>	<p>第14条学年は、4/1に始まり、翌年3/31に終わる。第15条学年は、春学期と秋学期の2学期に分け、期間については、当該年度の学年暦において定める。⇒学年暦上は9/20から開始、授業開始も同日、授業期間に関する支障なし。また、入学式は9/19に行っている。</p>	<p>2017/9/19</p>	<p>学部・研究科により異なりますが、9/17、18を目安にガイダンスを実施している。</p>	<p>学部・研究科により異なるが、7月末～8月末を設定している。</p>	<p>9/19までとしている。(入学年月日前日)</p>

Ⅲ. 【教育】

1.卒業認定について

加盟大学における卒業認定試験の導入状況等について知りたい。



- Q 1. 学生が卒業するにあたり修得単位数とは別に、取得単位には算入されない学位（学士）授与の可否を判断するための学部（学科）統一試験（一種の卒業資格試験）のような試験（80 点以上取らないと卒業できない等）を課しているか？
- Q 2. 課している試験の内容はどのようなものか？
-



- 私大連加盟大学 44 校の情報を提供。
- A 1. ①課している 2 校
②課していない 42 校
- A 2. 「課している」と回答した 2 校の回答の内容
- A 大学：国家試験を受験する一部の学部では、試験を課している。
- B 大学：医学部医学科のみ実施。医学部医学科については単位制ではないため（学年制）取得単位は該当しないが、卒業試験合格が卒業要件の一つとなっている。

2.留学の単位認定

貴学では海外の語学学校で修得した単位も単位認定していますか。



- 単位認定をしている場合、協定を締結していない語学学校の単位も認定していますか。
- 単位認定をしている場合、認定できるということが「規程」に明文化されていますか。
- （もし明文化されている場合、当該規程の文言をご教示いただければ幸いです）
-



- 私大連加盟大学 22 校の情報を提供。（返答後、追加回答 3 校あり）
- 回答内容は次ページ参照。

NO.	回答大学の規模	Q1.貴学では海外の語学学校で修得した単位も単位認定していますか。	Q2.単位認定をしている場合、協定を締結していない語学学校の単位も認定していますか。	Q3.単位認定をしている場合、認定できるということが「規程」に明文化されていますか。
1	小	本学では海外留学は基本的には協定校（協定校附属の語学センターを含む）に行っており、そこでの学修状況に応じて、帰国後に学科の専門科目に読み替えて認定している。	協定を締結していない学校の単位は認定していない。	「▲▼学部 ◆■学科 海外実習取扱規程」の第8条（実習後の手続き）において、「原則として実習後1か月以内に、実習期間中に修得した科目の成績証明書および単位認定願を学科長に提出する。」とあり、この中で「単位認定願を学科長に提出する。」と明記していることが、単位認定できることの根拠になるかと思う。
2	小	語学学校の単位認定はしていない。	単位認定はしていない。	単位認定をしていないので、「規程」にはない。
3	小	いいえ。	該当なし。	該当なし。
4	小	単位認定している。	協定を締結している場合のみ認定している。	明文化している。当該規程を添付。
5	小	語学学校で修得した単位は認定していない。	該当なし。	該当なし。
6	小	語学学校での取得分については単位認定していない。	該当なし。	該当なし。
7	小	認定している。	認定している。	「語学学校」という文言が出てくる規程はないが、以下の規程で対応している。 (添付) ・●●大学外国留学規程 ・海外語学研修による外国語科目「英語」単位認定に関する運用規程

8	小	本学において海外で修得した単位が認定されるケースとしては①海外の大学又は短期大学との協定による場合、②海外の大学又は短期大学から編入学した場合、③学生が海外の大学又は短期大学に「認定留学」の手続きを行って留学し十分な時間数の学修を行った場合、考えられますが、いずれも語学学校で習得した単位は単位認定の対象としていない。	該当なし。	該当なし。
9	中	単位認定していない。	該当なし。	該当なし。
10	中	大学付属の語学学校に限り、一部の学科で認定している。	協定は締結していませんが、大学が定める一定の条件をクリアした「認定留学」の身分で留学し、本人が単位認定を希望した場合に限り認定。	単位認定に関する規程はある。「語学学校」とは明記はしておらず、規程にある「学長が大学に相当すると認めた高等教育・研究機関」に含むと解しております。なお、語学学校で修得した単位を認定の対象とするかどうかは、学部（学科）教授会ごとに判断が分かれており、それぞれ留学の手引等で学生には明示している。
11	中	単位認定している。卒業所要単位とすることが可能である。学部により認定区分等が変わる。	『認定留学』において認定している。事前に教授会承認が必要である。添付資料の規程を参照。	根拠規程を添付。
12	中	学生海外語学研修助成制度において、語学学校で修得した単位を本学の科目に読み替えて認定はしていないが、研修先で所定の研修を修了した場合、実習と同じように、語学研修時間に応じて、本学の言語文化応用科目「語学助成研修」として認定（4から6単位）している。なお、「語学助成研修」は年間履修単位数の枠外に算出され、卒業所要単位として認定される。	認定している。	「学生海外語学研修助成制度規定 2017（平成29）年2月2日改正-1」を参照。

13	中	大学付属の語学学校の場合、単位認定をしている。留学先の成績にかかわらず、大学としては成績を付けず【認定】として単位認定。授業時間数に応じた単位数を算出している。	協定を締結していなくとも、本学の留学制度で留学した場合であれば単位認定している。	外国留学に関する規程を制定しており、留学の定義・資格と共に単位認定することを定めている。
14	中	1) 協定大学留学、認定大学留学：半期～1年 2) 大学公認海外短期研修：長期休暇中に1ヶ月以内で実施) のケース：初修外国語(ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・イタリア語)を除き、語学研修のみの留学を認めていない。英語圏の認定大学留学においては、語学研修+学部授業履修による留学も認めている。単位の認定については、原則として学則に定められた単位の計算方法に準じて行っている。 2) のケース：語学学校で修得した語学の単位は、本学開講の語学科目として単位認定。ただし、当該語学科目の履修条件を充足していることが前提。	認定していない。	2) のケースのみ明文化。下記の文言。(1)「学生の海外短期研修規則」に基づき、大学公認として承認されたものであること。(2) 研修先が外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、またはこれに相当する機関であること。(3) 研修内容及び研修時間が、当該授業科目への単位認定に相当であること。(4) 研修終了後に、当該授業科目への単位認定に必要な証明書類として、研修機関による単位修得証明書もしくは修了証書、または同等の証明書類が発行されること。
15	中	認定している。	協定校のみ。	「■●大学学生海外短期 留学規程」(単位等の認定)を参照。
16	中	認定していない(ただし学位授与権を有する大学に付属している語学センター等の教育機関の場合は認定可)。	Q1の回答と同じ。	規程には明文化されていない。
17	中	行っていない。	該当なし。	該当なし。
18	中	現在、語学学校の場合は単位認定の対象外になっている。大学からの成績証明書が発行された場合のみ、教授会等の審議を経て単位認定を行っている。	該当なし。	該当なし。
19	大	している。	している。	該当する規程をご参照。
20	大	行っていない。	該当なし。	該当なし。

21	大	単位認定していません。	該当なし。	該当なし。
22	大	基本的には、語学学校で修得した単位の認定は行っていない。ただし、学生本人が 本学の所属学部と協議し、認められる場合はある。	基本的に単位認定をしていないため、回答対象外。	基本的に単位認定をしていないため、回答対象外。
23	大	学位授与権のない語学学校で修得した科目をそのまま単位認定する形はとっていない。一方、本学が開講する科目の一部として、海外の大学付属の語学学校でのプログラムを利用しているケースはある。その場合は、現地での研修参加に加え、事前研修（プログラムによっては事後研修も）を実施し、本学教員が語学学校等の現地での成績も踏まえた評価（合格または不合格）を行い単位を出している。	行っていない。	プログラムの取り扱いを定めた「短期語学講座に関する細則（大学）」および「海外短期研修に関する細則」があり、その中で単位の扱いについて添付のとおり定めている。
24	大	単位認定している。ただし、「大学付属の語学研究機関及び政府公認の語学学校において外国語研修をすることを主たる目的とする留学」がその対象となります。（Q 大学学部学生留学規程第 7 条第 2 項）	前述の回答に該当する場合、認定。	Q 大学学部学生留学規程（抜粋）を参照。
25	大	海外の大学付属の語学学校のみ、単位認定している。ただし、語学学校は成績表は発行するが、単位は付与しないため、成績表と授業時間数で、本学で単位認定している。なお、大学の付属ではない語学学校は、本学の留学先としてはない。（協定を結んでいる語学学校はない）	協定を締結していない語学学校の単位は認定していない。	→「語学学校」としては明記していない。留学や語学研修の中での単位認定として規定しているのみとなる。

3.学修ポートフォリオについて

加盟大学における学修ポートフォリオの導入状況等について知りたい。



Q 1 : 学部学生の成績評価やキャリア形成を目的とする学修ポートフォリオを導入し、実際に活用していますか？

Q 2 : 学修ポートフォリオの導入により得られた情報を成績評価やキャリア形成のために活用していますか？

Q 3 : どのように活用していますか？



○私大連加盟大学 44 校の情報を提供。

○詳細は下記参照。

Q1 : 学部学生の成績評価やキャリア形成を目的とする学修ポートフォリオを導入し、実際に活用していますか？

全面的に導入	一部の学部で導入	導入していない
17校	8校	19校

NO.	回答大学の規模	一部で導入している場合、導入学部・学科
1	小	文学部、法学部、経済学部、商学部、人間健康学部、医学部（看護学科のみ）
2	中	人間共生学部、看護学部、教職課程
3	中	心理学部
4	中	社会福祉学部子ども教育福祉学科（ただし、実務教育に関して活用している）
5	大	文学部だけの単科大学で、1年次生及び副専攻を新規に履修した2年次生に施行利用を実施
6	大	国際文化学部、デザイン工学部
7	大	教職課程（1学部制）
8	大	理系3学部（理学部・コンピュータ工学部・総合生命科学部）の学生を対象とした、英語を武器に世界に挑むことのできる理系産業人を育成するカリキュラム「グローバル・サイエンス・コース」に導入

Q 2 : 学修ポートフォリオの導入により得られた情報を成績評価やキャリア形成のために活用していますか？

大いに活用	ある程度活用	一部の学部ではある程度活用、一部の学部ではあまり活用できていない	あまり活用できていない	全く活用できていない
1校	10校	1校	11校	3校

Q3 : どのように活用していますか？		
NO.	回答大学の規模	回答内容
1	小	学部・学科において、活用度に差はあるが、学生の履修指導において活用している。特に、教職課程履修者において活用度が高い。
2	小	学生は、学修目標や学生生活における活動実績、各学期の成績評価など、1年次から卒業年次まで継続した学修過程を学修ポートフォリオに記録し、振り返りを行っている。 アドバイザー（教員）は、学生の記録を確認し、ポートフォリオにコメントを記して、次学期に向けての履修指導やステップアップを図るためのアドバイスを行っている。
3	小	本学のポートフォリオは、学生が授業等で作成したレポート等の資料や成績表等の学修成果と、学修の過程において学んだ点や気づいた点を記録し、自分自身の振り返りに活用することが主目的。
4	小	次年度からは、副専攻を新規に履修する2年次生にe-ポートフォリオの利用を義務づけ、副専攻修了判定の際にe-ポートフォリオの記載内容を出力の上、教務課に提出し、副専攻修了判定の基礎資料として利用を予定している。
5	中	文学部、法学部、経済学部、商学部、人間健康学部においては、「あまり活用できていない」。 教職課程では法令上必要とされていることもあり、学修指導で活用している。 商学部・経済学部では「振り返りシート（紙媒体）」として、年次毎に学修指導で活用している。 学務システムに導入した学修ポートフォリオは、学生カルテと一体のものとして担任制の学修指導で活用する見込み（今年度秋から試行実施を開始）。なお、従来からキャリア形成を目的とする就活支援システムを導入し、学生の自己分析や就職キャリア支援課による就職斡旋で活用している。 医学部（看護学科のみ）においては、「ある程度活用している」。臨地実習において、すべての実習科目で用い、1冊に統合して継続して活用している。実習開始時に自己の課題を記入し、実習期間を通して教員と共有し、最終日に教員がコメントを返し、次の実習に繋げるようにしている。さらに全ての実習終了後、ポートフォリオにより、これまでの自分自身の課題や達成状況について評価し、今後の自分自身の課題を明確にしている。学生は看護技術のレベルの修得状況も記入するため、かつ自己の成長の変化に気づき、自己の課題に向けての取り組みに繋げることができる。ただし、成績評価には用いていない。
6	中	私大連加盟校ではないが、以下の大学を先進事例として参考にした。 東京学芸大学 金沢工業大学 東京都市大学 玉川大学 京都光華女子短期大学 共愛学園前橋国際大学 また、平成26年度の「大学教育再生加速プログラム（A P）」において、「学修成果の可視化」のテーマで、A Pの助成を受けた大学が、ポートフォリオを導入しているケースが多く、現時点で先進事例となり得る場合が多い。 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/ap/1350948.htm
7	中	キャリア形成のためには、キャリア授業を中心に積極的にポートフォリオを活用している。また学修ポートフォリオについては、すべての授業科目で利用できる環境は整備しているが、現在は特定の科目での活用に留まっており、全学的な利活用について今後の課題となっている。
8	中	学修の自己評価と指導履歴を蓄積しており、学科教員と職員間で共有できるようにしている。しかし、蓄積された情報の活用方法に全学的な定めはなく各学科の自主性に任されている。

9	中	<p>学生一人ひとりが、大学での4年間を通じて、将来の夢や目標を実現するために、①目標を設定し(目標設定)、②目標の達成に向けて実際に活動し(実践)、③目標の達成に向けた活動内容を振り返って、新たな目標を設定する(振り返り)ことをサポートする。</p> <p>項目としては、以下の5項目を用意している。1)「なりたい自分」(将来の夢、目標)とそれに向けての今学期の目標、2)学修面の目標、3)ゼミ活動の目標、4)課外活動についての目標、5)生活面・自己管理面での目標</p> <p>成績評価に直結はしていないが、演習科目の一環として実施し、キャリア形成の一助としている。</p>
10	大	<p>2016年度より全学で●● Learning Style という新しい学士課程カリキュラムを開始した。これは、学生生活4年間全体を学生一人一人の成長プロセスと捉え、授業だけでなくサークルやボランティアなど授業以外の様々な活動を統合的に捉えるものである。そしてこれを受け、従来からキャリア支援ポートフォリオとして稼働していた「●●時間」を、●● Learning Style を支えるシステムへと改修し、2017年度から稼働させた。「●●時間」については、入学から卒業までの各学生の一連の学修プロセスをシステムに組み込み、学生が目指すべき目標に向かって学び続けるための支援ツールとすることを目指しており、①目標設定管理、②正課および正課外プログラムの運営支援、③学修成果の蓄積・管理の3つの機能により構成されている。2017年度は主に語学力の伸長度管理や正課外活動のお知らせ、募集、活動振り返り等に活用しており、2018年度からは、正課で提出した課題等も学修成果として蓄積・管理できるようにする予定である。</p>
11	大	<p>人間共生学部では、学生面談時のツールとして活用している。成績評価へは活用していない。学生のキャリア形成には有効的に影響しているものと思われる。</p> <p>看護学部では、学生面談時のツールとして活用している。成績評価へは活用していない。学生のキャリア形成には有効的に影響しているものと思われる。</p> <p>教職課程では、2年生のオリエンテーションで、履修カルテのファイルを渡している。記入する項目としては、以下の通りである。1)一年間で履修した科目の成績(教職課程科目だけでなく、年間で履修したすべての科目)をカウントし、秀、優、良、可、不可別の単位数を記入し、個人及び教員が修学状況を確認出来る様になっている。2)学習の振り返りと今後の課題を具体的に記入する。3)履修相談や教員による個別指導等の際に、カルテを使用する場合があるとともに、教職実践演習(4年次秋学期)において使用する。</p>
12	大	<p>「グローバル・サイエンス・コース」で設定しているループブックに沿った学修の蓄積状況について、学生間および学生と教員間の確認に活用している。ただし、活用の実態は当初の構想から鑑みて十分とはいえず、大きな課題に直面しているため、今後の継続有無を含めて検討段階にある。</p>
13	大	<p>ポートフォリオで収集した情報(留学・GPA・語学スコア・資格など)をキャリアセンター職員が閲覧できる機能を保持し、就職活動やキャリア教育における学生面談等において活用することを想定。</p>
14	大	<p>学修ポートフォリオについては、本学の学修支援システムに一部類似の機能を備えていたり、外国語運用能力に特化したシステムがあるが、今回のご質問には該当しないと考えている。</p>

IV. 【研究】

1. 科研費等の公的資金で購入した図書の取扱



科研費等の公的資金にて購入した図書について除籍の実施は行われているか。

もし除籍を実施している場合、その除籍理由について教えてほしい（例えば、紛失、破損、保存価値喪失等）。

また、他に特別な取り扱いを定めているようであれば、それについても聞きたい。

※規程、内規等明文化している場合、差し支えない範囲で写しをいただきたい。



○私大連加盟大学 8 校の情報を提供

○回答内容は下記参照。

NO.	回答大学の規模	回答内容
1	小	<p>以前（10 年？ほど前まで）は、科研費による購入図書はすべて図書館に受け入れていたので、それらの図書を除籍するとすれば、図書館の基準（紛失、破損、不要、移管、など）で除籍することになる。その後、図書館への受け入れをしないことになり（理由は不明）、現在は図書リストを作成し管理は研究者に任せている。除籍については、特に定めていない。</p> <p>購入後直ちに寄付するかたちになっていない（ルールに合っていない）ので、現在、他大学の事例も参考にして、5 万円以上の図書を図書館に受け入れることを考えている。</p>
2	小	<p>科学研究費等の公的資金で購入された図書の除籍の実施は、行われている。</p> <p>本学では、科学研究費で購入された図書は本学に寄付され、本学附属図書館において資産図書として登録する。</p> <p>したがって、当該図書が、紛失、破損等、本学の「▲▼大学附属図書館図書館資料の除籍基準」に定めた状態となった場合、上記基準に基づき除籍処理を行う。</p> <p>ただ、現実には科学研究費で購入された図書の紛失、破損等の理由による除籍は、記録上見当たらず、理由としてのほぼ全ては、当該研究者が本学から他の研究機関に移籍することになり、移籍先において引き続き当該図書を使用することを希望された場合、除籍を認めるものである。</p> <p>この場合、適用する規程は、「▲▼大学附属図書館図書館資料の除籍基準」の第 3 条第 8 項 “その他館長が除籍を適当と認めたもの”となる。</p> <p>また、上記理由は、本学「科学研究費執行手続ハンドブック」の Q&A の以下の項目に基づく。</p> <p>Q「他の研究機関に異動する場合に寄付をした備品は返還されるのか？」</p> <p>A「備品等の寄付を行った研究代表者又は研究分担者が、他の研究機関に所属することとなった場合で、当該研究者が新たに所属する研究機関において当該備品等の使用を希望する場合には、学内の手続きを経て研究者に返還します。備品は経理課へ、図書は図書館へお申し出ください。」</p> <p>具体的には、図書館で当該研究者から申し出を受け次第、「図書返還申込書」に必要事項を記載した上で当該研究者の署名と確認印の押印を得る。必要な決裁を経て除籍が認められれば、当該図書を当該研究者へ返還するとともに、図書館の蔵書から除籍する。</p>
3	小	<p>資産計上する書籍を図書、経費処理する書籍を出版物費としているが、公的研究費で図書を購入した事例はない。経費処理する書籍を購入した場合は消耗品等と同様に、研究者の管理としている。</p>

4	中	現在のところ、ない。今後については、可能性として、科研採択者が他大学への異動したときに該当する図書（科研費で購入した、1冊5万以上の図書）があり、その図書を次の大学へ持参したい希望があった場合には、除籍を行うことになると思う。
5	中	公的資金で購入した図書の除籍は慎重に行うのが原則ではあるが、一般図書と同様、汚損、紛失等の理由で除籍している。また、研究者が他機関へ異動する場合、申し出があれば除籍することがある。科研費（他公的資金）による購入図書の除籍について、特に明文化した規程はない。
6	中	研究終了後の図書については、図書館で管理しており、図書館の除籍規程にもとづき判断している。研究中の図書については、各先生方もしくは図書館で管理している。研究中に先生が他大学へ異動される場合には、学長名で図書の移管申請書を作成し、渡す。ただし、規程には明記はなく、現場のルールのようなものになっている。
7	大	<p>科研費で購入した図書は、本学の図書館事務室で、資産図書又は消耗図書のいずれに該当するものかを判断している。これまで、資産図書に該当したケースは1件のみで、現在も資産図書として保管しており、具体的に除籍の手続きを行ったことはない。資産図書の除籍については、図書管理規程に基づき次の要件に該当した場合に手続きを行う。</p> <p>(1) 紛失図書 紛失届のあったもの及び所在不明となって2カ年以上経過したもの (2) 破損・汚損図書 破損又は汚損により運用に耐えなくなったもの (3) 数量更正図書 合冊製本により、冊数変更の生じたもの (4) 価値減失図書 図書としての価値を失ったもの (5) 重複図書 必要冊数以上の重複本 (6) 編入受入予定図書 管理区分を変更する必要がある図書</p> <p>なお、消耗図書については、購入時にラベルを貼付し、他の図書と区分して利用することになっているが、登録・抹消の手続きはしていない。</p>
8	大	各補助金にて定められた財産処分制限期間を踏まえ、「●●大学図書館資料収集・管理規程」に則っている。（実際には、補助金等で取得した図書で、紛失等の理由より除籍対象となったものはありません。）規程における除籍基準に、科研費における所属機関変更時の設備等の返還が定められている。

2.研究関連規程



研究関連規程を5大学程度、いただきたい



○私大連加盟大学4校の情報を提供し、継続対応中